

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に係る
優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第13号

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に
係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に係る
優良宅地等の認定に関する規則（平成9年四日市市規則第15号）の一部を
次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

優良宅地認定申請書

<p>租税特別措置法第 条 第 項第 号 の規定に基づき優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>四日市市長 様</p> <p>申請者 住所 氏名 電話 ()</p>	
造成宅地の概要	<p>1 宅地造成区域に含まれる地域の名称</p> <p>2 宅地造成区域の面積 m²</p> <p>3 宅地の用途</p> <p>4 その他必要な事項</p>
※受付番号	年 月 日 第 号
※認定番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項を記載すること。

第2号様式（第2条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第 条 第 項第 号 の規定に基づき優良な住宅 の供給に寄与する旨の認定を申請します。 年 月 日 四日市市長 様 申請者 住所 氏名 電話 ()	
住宅 新築 事業 の 概要	1 新築住宅の所在地及び名称 2 新築住宅の戸数（総戸数） 戸 3 住宅の床面積 m^2 4 住宅の敷地面積 m^2 5 住宅の構造 6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込） 万円/3.3 m^2 7 都市計画区域の名称 8 中高層耐火共同住宅の階数
摘要	
※受付番号	年 月 日 第 号
※認定番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成 2 6 年四日市市規則第 3 9 号)	(略)	
四日市市開発許可等に関する条例施行規則(平成 2 0 年四日市市規則第 5 号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家等の適正管理に	(略)	

<p>関する条例施行規則（平成 2 6 年 四日市市規則第 3 9 号）</p>	
<p><u>四日市市土地譲渡益重課税制度 及び長期譲渡所得課税の特例制 度等に係る優良宅地等の認定に 関する規則（平成 9 年四日市市規 則第 1 5 号）</u></p>	<p><u>第 1 号様式及び第 2 号 様式</u></p>
<p>四日市市開発許可等に関する条 例施行規則（平成 2 0 年四日市市 規則第 5 号）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	

（都市整備部開発審査課）